

金融研究センター 研究プロジェクト

【論文等執筆方式】

「国内の貸金業者及び海外のノンバンクによる事業者向け貸付等に係る法制度及びビジネス実態の比較研究」

＜任期：1年程度（延長の可能性あり）＞

● 背景

我が国の貸金業関係法令は、貸金業者に対して、貸付を行う借手の属性や貸付の態様等にかかわらず、基本的に各種規制を一律に課す体系となっている。

これに関し、「金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ」において、「リスクに応じた適切な規制が課されるよう、貸金業法の柔構造化についても、今後中長期的に検討を深めていくことが望ましい」との報告がなされた。本報告を踏まえ、リスクに応じた適切な規制を検討するため、貸金業者の実態把握が必要不可欠となっている。一方で、インターネットで完結する貸付、ベンチャーデット、企業グループ内の CMS (Cash Management Service) など、近年の社会経済情勢に対応して貸金業者の事業構造が大きく変化しているが、こうした構造変化についての先行研究は不十分な状況である。あわせて、貸金業法関連法令は、日本に参入を検討する金融機関にも大きな影響を与える法律であるため、その検討に際しては、比較法制的な観点も重要であり、米国、英国、EU等の諸外国の法制度を把握する必要がある。

また、規制改革実施計画（2025 年 6 月）では、「スタートアップを含め貸手企業と借手企業が直面する融資等に係る貸金業法、ノンバンク社債法その他関係法令に関する課題について調査を行う」とされており、スタートアップの活性化の観点からも、貸金業者による事業者向け貸付に係る規制の在り方の検討が要請されている。

こうした議論を踏まえ、国内の貸金業者及び海外のノンバンクによる事業者向け貸付等に関し、実態面・制度面の双方から、調査・研究を行う必要がある。

● 研究内容

1. 国内の貸金業者が行う事業者向け貸付のビジネス実態
2. 海外のノンバンクが行う事業者向け貸付のビジネス実態及びそれに適用される法制度
3. 海外のノンバンクが行う法域をまたぐ貸付に適用される海外の法制度（国内拠点の設置義務の有無、等）
4. 海外のノンバンクの貸付資金の調達手段の実態及び資金調達に適用される法制度
5. 海外のノンバンクに対する当局の監督体制